令和5年度(下半期)情報セキュリティ内部監査実施報告書

1 監査概要

(1) 監査目的

情報セキュリティ内部監査は、龍ケ崎市情報セキュリティ内部監査実施規程(以下「監査規程」という。)第11条の規定に基づき、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検し、評価するものです。

人的・物的セキュリティ、情報セキュリティ研修受講状況、情報資産の管理、特定個人情報の取り扱い、住民情報基幹系システムにおける電子データの保管等に関し、龍ケ崎市情報セキュリティ規則及び龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程等に基づき、適切に実施されているかを点検・評価し、セキュリティ上の課題については、システムの運用状況などを考慮しながら、個別に原因を究明した後に改善内容等を被監査部門に提示及び当該措置の実施により、情報資産、情報システム等の適切な運用を図ることを目的としています。

(2) 監査対象課等及び対象システム

ア 監査対象課等

保険年金課、市民窓口課、地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、 教育総務課、農業委員会事務局

イ 対象システム

住民情報基幹系システム、イントラネット系システム、各課等が管理及び 所有しているシステム

(3) 監査実施日

令和5年12月26日(火)

(4) 監査実施体制

監査実施責任者:デジタル都市推進課長(監査規程第3条第2項)

監査担当部門:デジタル都市推進課(監査規程第3条第1項)

(5) 監査の基準となる根拠

- ・ 龍ケ崎市情報セキュリティ規則 ・ 龍ケ崎市コンピュータ等運用管理規程
- ・龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程
- ・龍ケ崎市電子文書取扱規程
- ・龍ケ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・龍ケ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例
- ・地方公共団体における情報セキュリティに関する監査ガイドライン(総務省)
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)

2 監査結果

(総評)

本市の情報セキュリティ対策に関しては、龍ケ崎市情報セキュリティ規則及び龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程からなる龍ケ崎市情報セキュリティポリシーに基づき、デジタル都市推進課が事務局となって定期的な研修を行い、また、e-Learningの受講により意識高揚を図っている。

今回の内部監査においては、対象課等より提出のあった各種チェックシート等の確認に加え、コロナ禍において中止していた対象課等職員に対するヒアリングも上半期に引き続き実施し、情報セキュリティ対策が適切に行われているかを確認し、また各課等における情報システム、情報セキュリティ対策における助言を行った。

特に、特定個人情報を取り扱っている課については、「特定個人情報の適正な取り扱いに係るチェックリスト」による確認も行ったところであり、特定個人情報のより適正な取り扱いに資するものであると考えられる。特定個人情報については、引き続きガイドライン等に基づき適正な取り扱いに努めたい。

監査の結果としては、デスクトップへの ID・パスワードファイルの貼り付け、 USB メモリへのパスワードの貼り付けが見受けられる課があり、それらについて は情報セキュリティ事故につながる可能性が非常に高く、直ちに是正を指示し た。そのほか、直近でリスクが顕在化する可能性が高いものは確認されなかった が、指摘事項には至らないまでも、改善が望ましい事項が確認された。それらの 事項については指導を行い、一定期間後に状況が改善できているか再確認を行った。当該事項は、龍ケ崎市情報セキュリティポリシー等に則り、課等内全職員 で取り組む必要がある項目である。

3 課等別監査結果

別紙「令和5年度(下半期)情報セキュリティ内部監査結果一覧」のとおり